

厚生委員会情報連絡【追加】

令和5年6月29日

情報連絡事項	頁
1 【追加】東京都公衆浴場入浴料金の改定に伴う入浴事業の利用者負担額について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡

令和5年6月29日

件名	【追加】東京都公衆浴場入浴料金の改定に伴う入浴事業の利用者負担額について						
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、子ども家庭部 青少年課						
内容	<p>東京都公衆浴場入浴料金の改定に伴う入浴事業の利用者負担額の設定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東京都公衆浴場入浴料金の改定</p> <p>東京都公衆浴場入浴料金が、令和5年7月1日（土）から次のとおり増額される。</p> <table data-bbox="464 846 1201 981"> <tr> <td>12歳以上</td> <td><u>520円</u>（現行500円）</td> </tr> <tr> <td>6歳以上12歳未満</td> <td>200円（据え置き）</td> </tr> <tr> <td>6歳未満</td> <td>100円（据え置き）</td> </tr> </table> <p>2 区が実施している公衆浴場入浴事業について</p> <p>(1) 「ゆ〜ゆ〜湯」入浴事業</p> <p>事業目的：高齢者相互の地域交流や健康増進の一助とする。</p> <p>内容：月3回、最大36回利用可能な入浴証を発行する。</p> <p>事業開始年度：平成10年度</p> <p>対象者：70歳以上高齢者</p> <p>令和4年度年間利用人数：のべ298,816人</p> <p>令和4年度決算額：115,522千円（割引補填額：104,585千円）</p> <p>担当課：福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課</p> <p>(2) ふれあい親子入浴</p> <p>事業目的：家族（親子）のふれあいをとおして、家族の大切さや親子の絆を深める。</p> <p>内容：第1・3土曜日に公衆浴場を親子で利用する場合に、家族割引を実施する。</p> <p>事業開始年度：平成15年度</p> <p>対象者：親と子ども（乳幼児、小学生、中学生）</p> <p>令和4年度年間利用人数：のべ4,313人</p> <p>令和4年度決算額：978千円（割引補填額：431千円）</p> <p>担当課：子ども家庭部青少年課</p>	12歳以上	<u>520円</u> （現行500円）	6歳以上12歳未満	200円（据え置き）	6歳未満	100円（据え置き）
12歳以上	<u>520円</u> （現行500円）						
6歳以上12歳未満	200円（据え置き）						
6歳未満	100円（据え置き）						

(3) 浴育推進事業

事業目的：利用しやすい料金で中高生に銭湯の良さを知ってもらうとともに、公衆の場で社会的なルール、マナーを学ぶ。

内 容：通年割引を実施する。

事業開始年度：平成 28 年度

対象者：中高生

令和 4 年度年間利用人数：のべ 10,666 人

令和 4 年度決算額：2,133 千円（割引補填額：2,133 千円）

担当課：子ども家庭部青少年課

3 区実施事業の利用者負担額の据え置きについて

利用者の負担を減らすため、各助成事業において、7月1日から入浴料金の助成額を増額し、利用者が支払う入浴料金（区民負担額）は据え置きとする。7月1日からの区民負担額、区負担額は次のとおり。

	現行	7/1～
(1) 「ゆ～ゆ～湯」入浴事業		
区民負担額	150 円	150 円
区負担額	350 円	<u>370 円</u>
(2) ふれあい親子入浴 (親の割引) ※		
区民負担額	400 円	400 円
区負担額	100 円	<u>120 円</u>
(3) 浴育推進事業 (中高生の通年割引)		
区民負担額	300 円	300 円
区負担額	200 円	<u>220 円</u>

※子どもの入浴料金については変更なし

4 今後の方針

区ホームページ、あだち広報、各公衆浴場等で利用者へ周知を図る。